

北関東防衛局達第19号

改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号  
改正 平成21年 9月17日北関東防衛局達第17号  
改正 平成23年 4月 1日北関東防衛局達第12号  
改正 平成24年 9月 4日北関東防衛局達第 6号  
改正 令和 2年 3月31日北関東防衛局達第 1号

表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）を実施するため、北関東防衛局における表彰等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

## 北関東防衛局における表彰等に関する達

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この達は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。）を実施するため、北関東防衛局において実施する表彰及び感謝状の贈与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 表彰

#### （表彰の対象となる職員及び職員の団体）

第2条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等について顕著な功績又は累積の功績があり、他の職員の模範として賞揚に値すると認められる職員又は職員の団体に対し北関東防衛局長は、その功績の程度により、それぞれの賞詞又は賞状を授与する。

2 運転手の車両無事故表彰については、「車両無事故表彰の取扱いについて（通達）」（防人第5411号。39.10.15）に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 運転手が無事故で車両を操縦し、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、平素の勤務成績が良好である場合には、当該アからエまでに掲げる賞詞を授与することができる。

ア 北関東防衛局における引き続き在職期間に運転者として、2万キロメートル以上無事故運転を行った者 第5級

イ 北関東防衛局における引き続き在職期間に運転者として、4万キロメートル以上無事故運転を行った者 第4級

ウ イの賞賜を授与された後、4万キロメートル以上無事故運転を行った者 第4級

エ 北関東防衛局における引き続き在職期間に運転者として、永年にわたり、無事故で35万キロメートル以上を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で特に他の模範となった者 第3級

(2) 前号に定める無事故の走行距離の計算については、トラック又はマイクロバスを運転した場合は、0.75キロメートルをもって1キロメートルとする。

#### （表彰の上申）

第3条 賞詞にあつては北関東防衛局の各部の長並びに各地方防衛事務所長及び出張所長（以下「部長等」という。）が、また、賞状にあつては表彰の対象となる職員の団体の長が、それぞれ前条に定める賞詞又は賞状を授与に値すると認めた場合には、功績事実を正確に審査し、北関東防衛局長（以下「局長」という。）に表彰について上申するものとする。

2 前項の上申については、功績のあった都度、上申するものとする。

3 第1項に規定する表彰の上申は、別記第1号様式から別記第3号様式までを用いて行う。

#### 第3章 感謝状の贈与

##### (感謝状の贈与)

第4条 感謝状は、次の各号のいずれにも該当する者又は団体に対し、贈与するものとする。

- (1) 北関東防衛局の所掌事務の遂行について、同局に協力し、又は同局を援助し、その功績が著しいと認められるもの
- (2) 当該功績について、概ね5年以上の実績を有すること。ただし、特に必要がある場合については、この限りでない。

##### (感謝状の贈与の上申)

第5条 部長等は、前条各号のいずれにも該当すると認められる場合には、感謝状の贈与について、局長に上申するものとする。

- 2 上申期限は、8月31日とする。ただし、功績に該当する事実があり、速やかに贈与することが適当と認められる場合には、その都度、上申するものとする。
- 3 第1項の規定する感謝状の贈与の上申は、別記第4号様式から別記第9号様式までを用いて行うものとする。

#### 第4章 雑則

##### (表彰等の実施)

第6条 賞詞及び賞状の授与は、その決定後速やかに行うものとする。

- 2 感謝状の贈与は、原則として、自衛隊記念日に行うものとする。

##### (防衛功労章)

第7条 第3級賞詞を授与される職員に対しては、第3級賞詞に添えて第3級防衛功労章を授与する。

##### (委任規定)

第8条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定める。

##### 附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の適用については、この達の施行前の東京防衛施設局及び装備本部東京支部における功績は、それぞれ北関東防衛局における功績とみなす。

##### 附 則 (平成20年4月28日北関東防衛局達第15号)

この達は、平成20年4月30日から施行する。

##### 附 則 (平成21年9月17日北関東防衛局達第17号)

この達は、平成21年10月1日から施行する。

##### 附 則 (平成23年4月1日北関東防衛局達第12号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成24年9月4日北関東防衛局達第6号)

この達は、平成24年9月4日から施行する。

##### 附 則 (令和2年3月31日北関東防衛局達第1号)

この達は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補者名簿

推薦 序列	所属・官職	官名・級	氏 名 (生年月日)(歳)	功 績 の 大 要	所属長の意見 (表彰の区分)	備 考 (職員の履歴) (表彰受賞歴)

第2号様式（第3条関係）

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補団体名簿

団体名：

代表者名：

所属・官職	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	功績の大要	上申理由	備考

第3号様式（第3条関係）

無事故運転者表彰被表彰者推薦名簿

所 属	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	賞賜の種類	計算等(功績の大要)	備 考

注：「第3級賞賜」「第4級賞賜」「第5級賞賜」の順に記入すること。

第4号様式(第4条関係)

感謝状贈呈候補者上申名簿(個人)

推薦 順位	ふりがな 氏名 生年月日(年齢)	役職・職業等 (規模・就任年月日等)	対象項目	功労の概要	過去の感謝状贈与	現住所	備考

- 注：1 「役職・職業等」欄には、団体の場合は会員数、会社の場合には業種、社員数、資本金等を記入する。  
2 「功労の概要」欄には、候補者の業績が推賞に値すると認定した根拠及び自衛隊の任務遂行等に及ぼした影響等を簡明に記入する。  
3 規格は、A列4番とする。

第5号様式（第4条関係）

個人功勞調書

ふりがな 氏名	
生年月日（満年齢）	
職業 役職等	
本籍	
現住所	
功勞の概要	
功勞が部内に及び部外に与えた影響	
その他参考事項	

注：1 「功勞の概要」及び「功勞が部内に及び部外に与えた影響」欄は、具体的、詳細に記入すること。特に、数量、金額等を持って表す事項については、別紙、別表を添付する等により、具体的、詳細に作成すること。

1 規格は、A列4番とする。

# 履 歴 書

1 氏 名：

2 生年月日：

3 現住所：

4 経 歴：  
（1）学 歴

（2）職 歴

5 過去における表彰等

第7号様式（第4条様式）

感謝状贈呈候補者上申名簿（団体）

推薦 順位	ふりがな 団体名 代表者の役職氏名	規模・事業内容	対象項目	功労の概要	過去の感謝状贈与	団体の所在地	備考

- 注：1 「規模・事業内容」欄には、会員数、創設年月日、年間予算額、主要事業内容等を記入する。  
2 「功労の概要」欄の記入方法は、別記様式第1に同じ。  
3 規格は、A列4番とする。

第8号様式（第4条関係）

団 体 功 労 調 書

ふりがな 団 体 名	
代 表 者 役 職・氏 名	
団体の所在地	
団体の規模 事業の概要	
功労の概要	
功労が部内に及び部外に与えた影響	
その他参考事項	

注：1 「功労の概要」及び「功労が部内に及び部外に与えた影響」欄の記入方法は、別記様式第2に同じ。

2 規格は、A列4番とする。

事業経歴書

団体の名称	法的根拠	規模			事業内容	備考
		活動範囲	役職等構成	年間予算		